

児童扶養手当制度

児童扶養手当とは

父母の離婚などにより父または母と生計を共にしていない児童（18歳に達した年度末まで）を養育している家庭（ひとり親家庭など）を対象に、生活の安定と自立を助け、お子さんの健やかな成長のために支給する手当です。

支給月額（平成29年3月現在）

▷児童1人の場合…42,330円～9,990円

（全国消費者物価指数の実績値に伴い、額の変更があります）

▷第2子加算…最大10,000円

▷第3子以降の加算…児童1人につき最大6,000円

※請求者本人と同居の親族（扶養義務者）の所得により支給額を決定します（所得限度額を超えると手当は支給されません）。

※毎年8月に「現況届」を受け付け、支給額を見直します。

所得限度額

な どの 数 扶 養 親 族	本 人		孤児などの養育者 配偶者・扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0	19万円	192万円	236万円
1	57万円	230万円	274万円
2	95万円	268万円	312万円
3	133万円	306万円	350万円
4	171万円	344万円	388万円
5	209万円	382万円	426万円

支給方法

年3回（4月・8月・12月）、前月までの4カ月分を振り込みます。

請求方法

必ず本人が申請してください。

申請には、戸籍謄本などの書類が必要です。
※請求する方の事情により必要書類が異なりますので、子育て支援課で確認してください。

各種届け出について

住所や氏名の変更など、変更事由が生じた場合は、速やかに届け出をしてください。

請求できない方

事実上婚姻関係と同様の事情にある方など



〈注意〉手当の一部支給停止措置について

お子さんが8歳以上、かつ、受給開始から5年を経過するなどの場合、月額手当の2分の1が減額されます。ただし、就職や就職活動などを行っている方、または働くことができない理由がある方は、届け出をすることで減額されません。

問 子育て支援課（内線154）

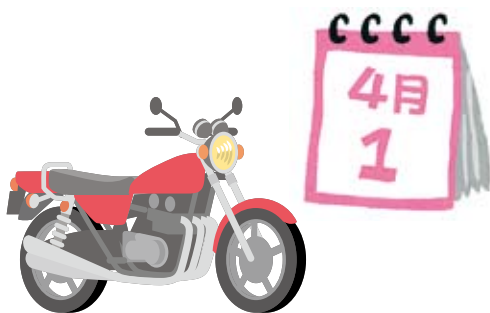
バイク・軽自動車などの廃車・譲渡手続きはお早めに！



原動機付自転車・二輪車・軽自動車などに対する軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課されます。

毎年、納税通知書を発送すると、「廃車して車はないが、税金を納めなければいけないか？」といった問い合わせを受けることがあります。これは、4月1日までに廃車などの手続きが済んでいないためです。

3月後半は窓口が混み合います。廃車・譲渡などをした方は、車両の種類に応じて下記の機関で早めに手続きをしてください。



車両の種類	手続機関
原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車	市税務課税政係 ☎⑤1111（内線183）
125cc超の二輪車	中部運輸局岐阜運輸支局 ☎050-5540-2053
軽自動車（軽三輪、軽四輪）	軽自動車検査協会岐阜事務所 ☎050-3816-1775

問 税務課（内線183）